

水道料金の改定について

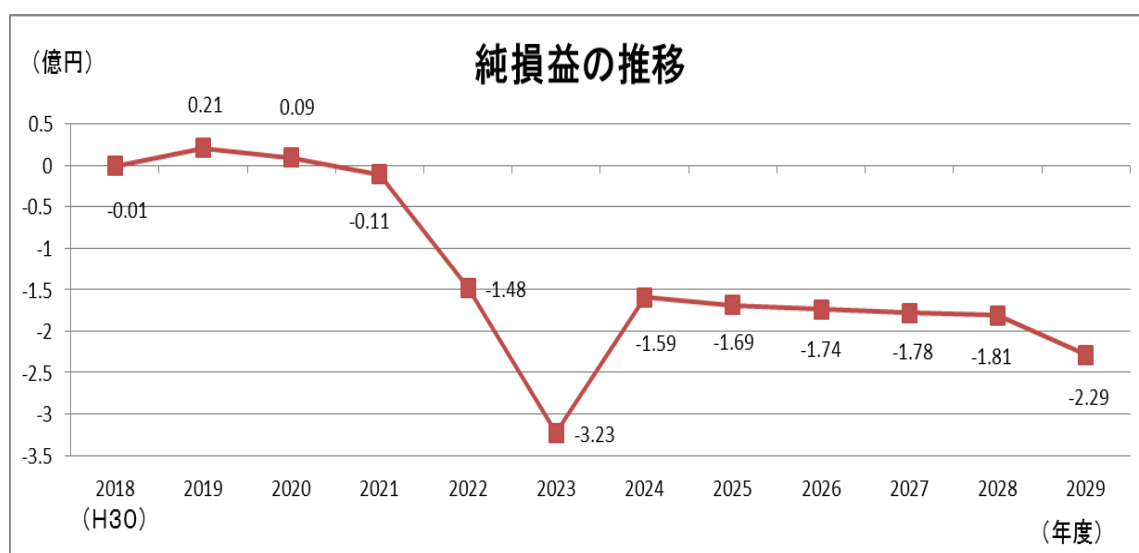
1 改定の経緯

2017年12月、「登別市水道事業経営戦略」を策定した。

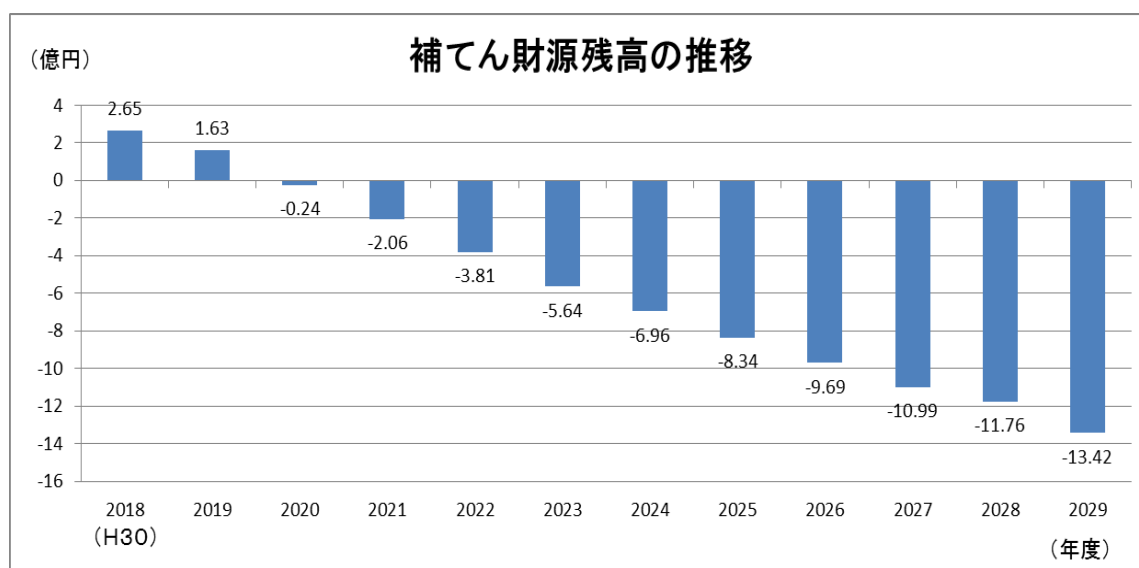
「経営戦略」では、計画期間内に見込まれる投資額などの支出や水道料金をはじめとした収入を試算し、2018年度から2029年度までの12年間における「投資・財政計画」を作成した。

本計画において、「純損益」は2021年度からマイナスに転じ、計画期間内では、回復することはない、「補てん財源残高」は2020年度から不足が生じ、計画期間の最終年度である2029年度までの「補てん財源残高」不足額は、13億円を超えることが見込まれており、支出の削減や未収金をできるだけ解消する経営努力のみでは、事業運営できないことが明らかになった。

このため、今般一定のルールに基づき定期的に水道料金の改定作業を行う。



図－1 純損益の推移(経営戦略より)



図－2 補てん財源残高の推移(経営戦略より)

2 料金改定に関する基本事項

(1) 改定周期について

水道事業経営戦略の見直し及び更新に併せて、4年毎に料金の改定作業を行う。作業時のスケジュールは次のとおり。

	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目	10年度目
	2017年度 (H29)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
1回目	改定作業	周知期間	対象期間							
2回目					改定作業	周知期間	対象期間			
⋮										
⋮										
⋮										

改定決定から1年間の周知期間を設定し、対象期間は3年度目～6年度目とする。また、改定月は4月を基本とする。

(2) 水道料金の算定方法

水道料金の算定方法については、主に「総括原価方式」と「資金収支積み上げ方式」があり、2015年度の公益社団法人日本水道協会の調査結果によると、料金改定を行った86.2%の水道事業者が総括原価方式により算定している。

※総括原価方式・・・水道料金算定要領（日本水道協会作成）に基づく方法であり、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用（支払利息及び資産維持費）を加えて算定する方式

資金収支積み上げ方式・・・料金算定期間における収支均衡をベースとする方式

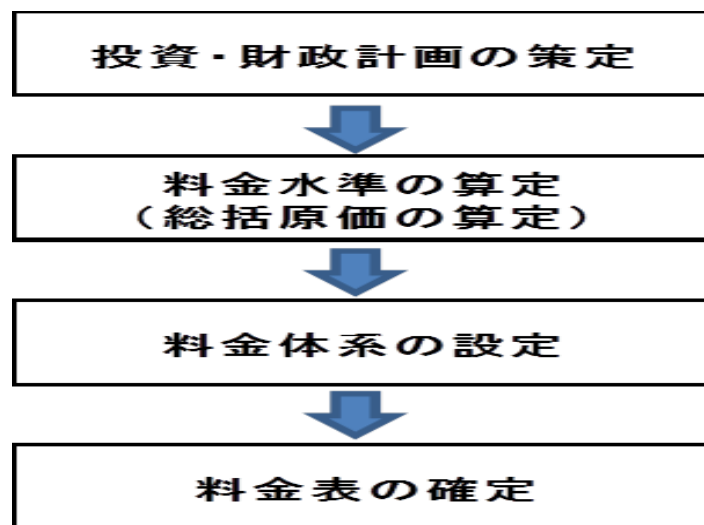
「総括原価方式」と「資金収支積み上げ方式」の大きな違いは、水道事業の健全な運営を確保できるよう、資産維持費を計上する点である。

資産維持費を計上できると、将来の施設更新に必要な資金を積み立てできるようになり、施設更新時にその資金を使用することで、企業債への依存度を下げ、安定的な経営を行えることになる。

多くの水道事業者が「総括原価方式」を採用している理由は、全国的にも人口減少に伴う給水収益の減少傾向は避けられない状況にある中で、既存水道施設の更新時期が到来することにより、更新及び新設などの費用の増加が見込まれ、水道事業をとりまく経営環境は一層厳しいものになる一方で、水道利用者に対して、将来にわたって安定した安全な水道水の供給を行わなければならないからである。

当市水道事業においても、前述の状況は避けられないことから、本改定作業においては、「総括原価方式」を基本に事務を進めることとする。

次に、当市の水道料金算定は次の図－３の手順で行うこととする。



図－３ 水道料金算定フロー

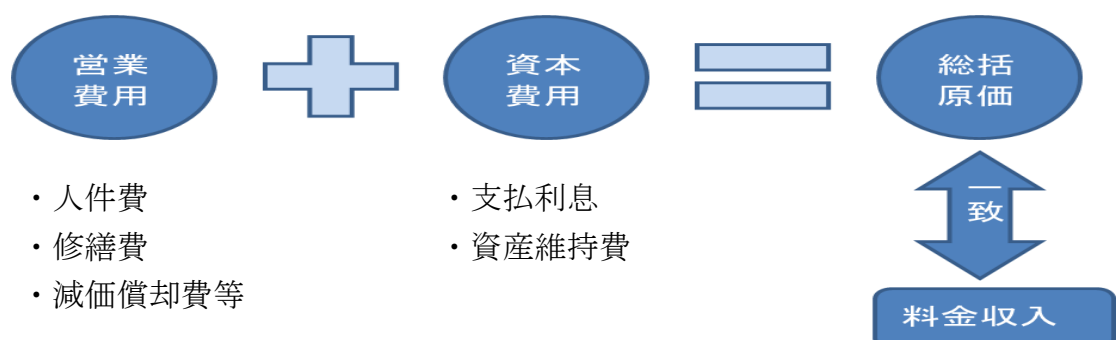
ア 投資・財政計画の策定

登別市水道事業ビジョンの理念に基づき策定した「登別市水道施設整備計画」を踏まえた「経営戦略」の策定がこれに当たる。(2017年12月策定済)

イ 料金水準の算定 (総括原価の算定)

総括原価の算定について、図－４に示す。

水道料金に求められる「適正な原価」を算出するために投資・財政計画から営業費用及び支払利息を計上し、水道事業の「健全な運営を確保」できるよう、施設の計画的な改修・更新等に必要となる費用（資産維持費）も算出・計上する。これらの費用を合わせた総括原価を算定し、総括原価と料金収入が一致するように料金を設定する。



図－４ 総括原価の算定

ウ 料金体系の設定及び料金表の確定

当市の料金体系は、水道の使用水量の有無に関係なく、固定的にかかる経費として負担をお願いしている「基本料金」と、使用した水量に応じて必要となる経費の負担をお願いしている「計量料金」で構成されている。(表 - 1 参照)

表 - 1 基本料金と計量料金

種別	定義	対象となる経費
基本料金	使用水量の有無に関わらず、水道使用者に負担をお願いしている料金	水道メーター設置費、検針徴収経費等
計量料金	使用水量に応じて、水道使用者に負担をお願いしている料金	動力・薬品費等

表 - 1 に記載している「水道メーター設置費、検針徴収経費等」は、基本料金に分類し、電気代などの動力費や薬品費等は計量料金に分類したのち、料金表を確定する。

【参考】 現行料金表 (平成 19 年 7 月 1 日改定)

(税抜)

用途	料金区分	水量	料金
家事用	基本料金 (1月につき)	5m ³	1,150 (円)
		計量料金 (1m ³ につき)	6m ³ ~10m ³
		11m ³ ~25m ³	177 (円)
		26m ³ ~	208 (円)
家事用以外	基本料金 (1月につき)	10m ³	3,000 (円)
		計量料金 (1m ³ につき)	11m ³ ~30m ³
		31m ³ ~50m ³	210 (円)
		51m ³ ~100m ³	255 (円)
		101m ³ ~500m ³	283 (円)
		501m ³ ~1,000m ³	286 (円)
		1,001m ³ ~	288 (円)
公衆浴場用	基本料金 (1月につき)	100m ³	4,600 (円)
	計量料金 (1m ³ につき)	101m ³ ~	53 (円)
臨時用	基本料金 (1月につき)	10m ³	3,000 (円)
	計量料金 (1m ³ につき)	11m ³ ~	460 (円)
消防用	定額料金	1台1分間につき	127 (円)

家事用、家事用以外、公衆浴場用については、基本料金と計量料金に分けて設定している。また、臨時用は計量料金のみ、消防用は定額料金としている。

【これまでの経緯】

当市においては、昭和49年以降、逦増料金制度を採用しており、一定の水量区分に応じて、大口需要者の水使用の抑制及び生活用水の低廉化の配慮を行っている。

また、平成19年の料金改定時に初めて基本料金に含める基本水量を5 m³と定め、その理由を「水道メーターの検針や料金徴収など、水の使用量に関係なく固定的に要する経費など公平に負担していただくため。」としている。

3 総括原価の算定

公益社団法人日本水道協会が作成した「水道料金算定要領」及び「水道料金改定業務の手引き」に基づき、今改定期間における総括原価を算定する。総括原価は図-4で示したように、営業費用と資本費用を合計したものであることから、営業費用及び資本費用のうち支払利息は投資・財政計画で見込んだ数値を用いることとする。これらの数値に資産維持費を加えたものが総括原価となる。

以下、資産維持費を算出する。

(1) 資産維持費とは（水道料金改定業務の手引きより抜粋）

水道事業における給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべき額であり、実体資本の維持及び使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、総括原価に含めるものとされ、その内容は、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に必要な所要額であり、次の算式で求めるものである。

$$\text{資産維持費} = \text{対象資産} \times \text{資産維持率}$$

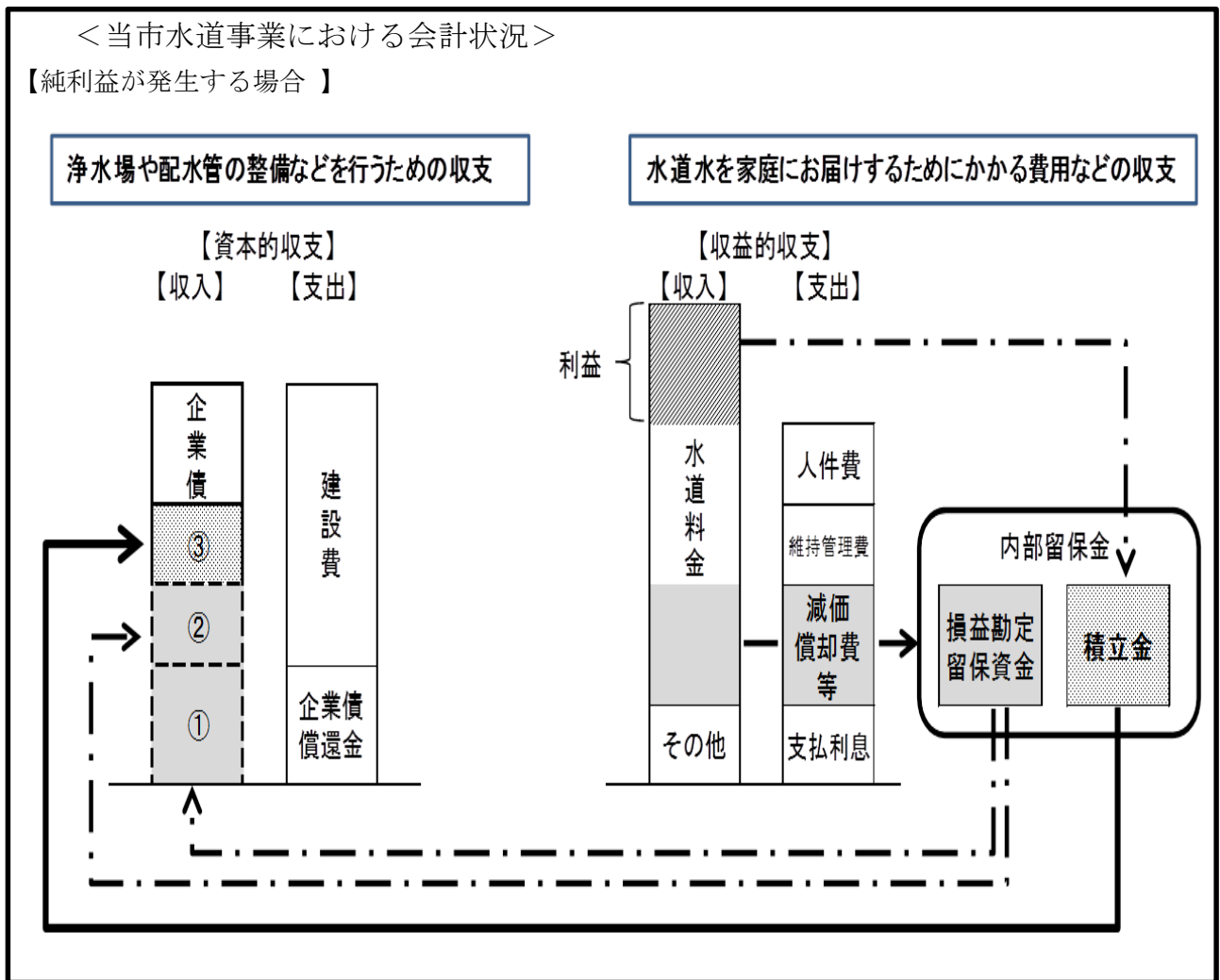
なお、具体的な充当先は、

- ① 企業債償還金
- ② 施設の建設、改良、再構築に要する費用（減価償却等不足分）
- ③ 工費増加額（物価上昇分）

である。

＜当市水道事業における会計状況＞

【純利益が発生する場合】

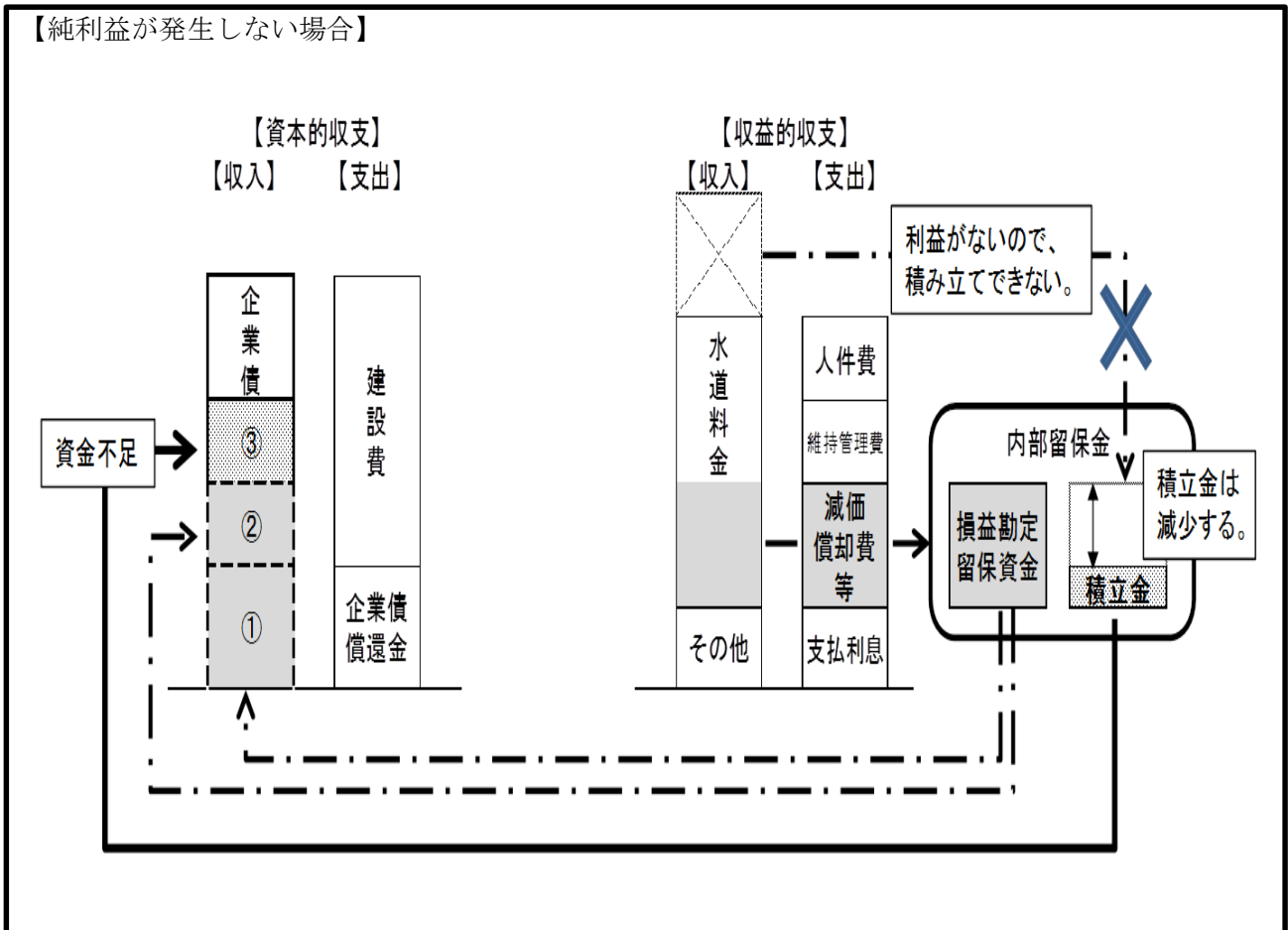


図－５ 当市水道事業における会計状況（純利益が発生する場合）

当市水道事業における会計状況のうち、純利益が発生する場合の資金の流れを以下に示す。

【純利益が発生する場合】

- (1) 収益的収支における減価償却費等は実際には現金支出の伴わないものであるため、損益勘定留保資金として、水道事業会計内に内部留保される。
- (2) この損益勘定留保資金は、過去に水道施設を建設した際の財源として借り入れを行った企業債の償還金に充てることになる（①の矢印）。
- (3) 残った損益勘定留保資金は、企業債とともに当該年度の建設費の一部に充てることになる（②の矢印）。
- (4) これらの資金を充当しても、建設費の支払いに不足が生じることがあるため、積立金を充てることになる。（③の矢印）
- (5) 毎年度利益が発生した場合には、積立金として積み立てる。



図－6 当市水道事業における会計状況（純利益が発生しない場合）

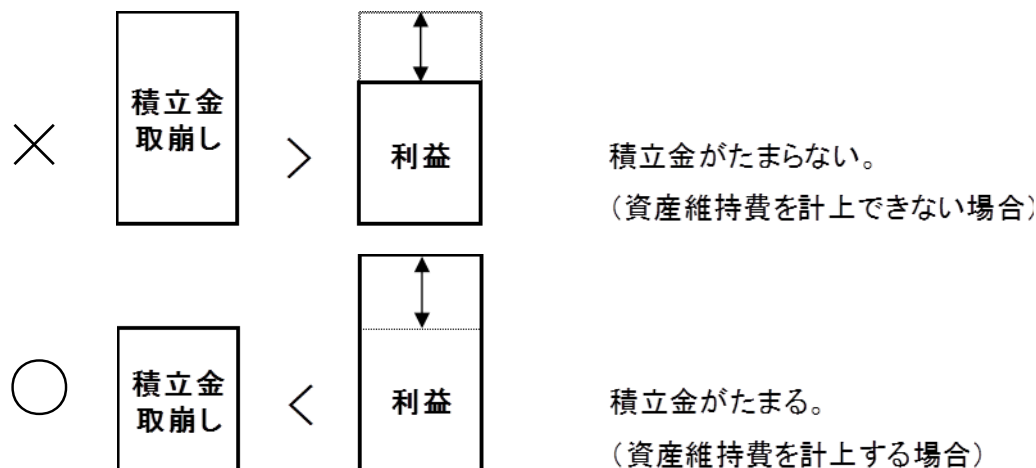
次に、当市水道事業における会計状況のうち、純利益が発生しない場合の資金の流れを以下に示す。

2 純利益が発生しない場合

- (1) 資本的収支の不足分に対する資金の充当順序は、純利益が発生する場合と同様である。(①⇒②⇒③の順に充当する)
- (2) この場合、利益がないので、毎年度後年時の施設建設に要する費用を積み立てることができない。
- (3) その結果、毎年度積立金は減少し、やがて、資本的収支の③の財源に充てる資金が不足する。
- (4) 資本的収支の不足が生じた場合、水道事業会計は成り立たなくなる。(一般企業で言えば、「倒産」)

以上のことより、次のように考えることができる。

将来の施設更新費用を積立金として水道事業内に残すためには、資産維持費を計上し、資金を積み立てできる会計にする必要がある。



したがって、水道事業の健全経営のためには、「企業債償還金」の財源として使用される減価償却費等の損益勘定留保資金分を資産維持費（利益）により賄うことができれば、将来の更新費用を内部留保金として企業内に積み立てできることになり、施設の更新時には、その資金の多くを自己資本で賄えることになるため、企業債への依存度が減少し、施設更新への備えと安定的な財政運営が可能となる。

一方、「減価償却等不足分」については、すでに減価償却した分であるため、過去に費用として見込んでいたべきものであったことや、「企業債償還金」を今後計上できるとすると、今後は減価償却費を企業内に留保できることになることから、資産維持費には含めないこととする。さらに、「物価上昇分」についても、将来の更新を見据える必要はあるものの、現利用者に多くの負担を求めることとなるため、資産維持費には含めないこととする。

以上のことから、本市水道事業が考える資産維持費の在り方として、次のとおりとする。

【資産維持費に関する本市の方針】

- 企業債償還金を資産維持費として計上する。
- 減価償却等不足分及び物価上昇分については、計上しない。

(2) 当市の資産維持率について

資産維持率は、前述の考え方にに基づき、料金算定期間における元金償還額を確保するための維持率とし、3.9%を基本として積算することとする。

なお、算定要領では3%を標準としていることから、3%の場合についても積算することとする。

4 料金改定率の設定について

料金改定にあたっては、資産維持費をどの程度給水原価に反映させるのかがポイントとなるが、前述の考え方にに基づき、資産維持率は3.9%で料金改定率を試算した場合、料金改定率は47.19%となる。

また、公益社団法人日本水道協会が標準値としている資産維持率3%で料金改定率を算出した場合、料金改定率は38.14%となる。

この改定率は、水道利用者への影響は非常に大きいものであると考えられることから、資産維持率については、料金算定期間における元金償還額の1/2を見込むもので試算することとし、この場合の資産維持率は1.95%、料金改定率は27.74%となる。

以下に、資産維持率1.95%、料金改定率27.74%の場合の投資・財政計画を示す。

(1) 資産維持率1.95%を見込む場合の料金改定率(27.74%)

投資・財政計画(27.74%)

(単位:千円)

	2018年度 (H30)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
営業収益	867,619	1,092,974	1,083,181	1,073,300	1,065,395	1,058,294	1,046,619	1,038,714	1,028,833	1,021,631	1,009,069	1,000,176
営業外収益	34,096	34,227	34,430	34,416	33,177	30,723	30,213	29,502	28,832	27,927	27,444	26,622
収入計	901,715	1,127,201	1,117,611	1,107,716	1,098,572	1,089,017	1,076,832	1,068,216	1,057,665	1,049,558	1,036,513	1,026,798
営業費用	807,531	785,347	787,036	782,181	900,525	1,068,856	894,952	897,624	896,070	891,703	885,125	923,693
営業外費用	89,580	86,639	89,285	106,471	118,438	116,761	116,392	115,767	114,130	114,964	113,713	113,415
支出計	897,111	871,986	876,321	888,652	1,018,963	1,185,617	1,011,344	1,013,391	1,010,200	1,006,667	998,838	1,037,108
純損益	▲ 956	249,655	235,730	213,504	74,049	▲ 102,160	59,928	49,265	41,905	37,331	32,115	▲ 15,870

資本的収支

(単位:千円)

	2018年度 (H30)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
企業債	180,100	493,000	1,271,900	940,300	230,500	317,100	278,100	200,800	329,800	185,300	205,600	145,600
補助金	3,956	12,956	12,956	456	456	456	456	456	456	456	456	456
工事負担金	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643
収入計	193,699	515,599	1,294,499	950,399	240,599	327,199	288,199	210,899	339,899	195,399	215,699	155,699
建設改良費	462,904	789,904	1,681,404	1,276,904	489,704	632,704	529,704	449,704	595,704	435,704	493,704	410,704
企業債償還金	283,078	288,973	319,776	321,876	330,034	323,168	317,855	308,083	308,623	298,813	248,599	236,153
その他	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
支出計	750,982	1,083,877	2,006,180	1,603,780	824,738	960,872	852,559	762,787	909,327	739,517	747,303	651,857
収入支出差引額	▲ 557,283	▲ 568,278	▲ 711,681	▲ 653,381	▲ 584,139	▲ 633,673	▲ 564,360	▲ 551,888	▲ 569,428	▲ 544,118	▲ 531,604	▲ 496,158

(単位:千円)

	2018年度 (H30)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
補てん財源不足額												
補てん財源残高	264,730	391,276	430,495	473,541	520,295	524,782	582,286	641,300	687,340	740,423	801,250	848,651
企業債残高	4,333,543	4,537,570	5,489,694	6,108,118	6,008,584	6,002,516	5,962,761	5,855,478	5,876,655	5,763,142	5,720,143	5,629,590

【投資・財政計画からわかること】

・純利益は2023年度及び2029年度を除き、確保できる見込みである。また、補てん財源残高は2023年度には2016年度並みの金額を確保できる見込みとなるため、中長期的には健全経営に向かうものとする。

新旧料金表 (27.74%)

(税抜)

用途	料金区分	水量	現行料金	改定料金	差引
家事用	基本料金 (1月につき)	5m ³	1,150 (円)	1,469 (円)	319 (円)
		計量料金 (1m ³ につき)	6m ³ ~10m ³	151 (円)	192 (円)
	計量料金 (1m ³ につき)	11m ³ ~25m ³	177 (円)	226 (円)	49 (円)
		26m ³ ~	208 (円)	265 (円)	57 (円)
家事用以外	基本料金 (1月につき)	10m ³	3,000 (円)	3,832 (円)	832 (円)
		計量料金 (1m ³ につき)	11m ³ ~30m ³	186 (円)	237 (円)
	計量料金 (1m ³ につき)	31m ³ ~50m ³	210 (円)	268 (円)	58 (円)
		51m ³ ~100m ³	255 (円)	325 (円)	70 (円)
		101m ³ ~500m ³	283 (円)	361 (円)	78 (円)
		501m ³ ~1,000m ³	286 (円)	365 (円)	79 (円)
		1,001m ³ ~	288 (円)	367 (円)	79 (円)

水量毎の改定影響額 (1か月分:税込)

改定率 27.74%	水量	現行料金	改定料金	差額
家事用 (1か月分: 税込)	5m ³	1,242(円)	1,586(円)	344(円)
	10m ³	2,057(円)	2,628(円)	571(円)
	15m ³	3,013(円)	3,843(円)	830(円)
	20m ³	3,969(円)	5,064(円)	1,095(円)
	25m ³	4,924(円)	6,284(円)	1,360(円)
	30m ³	6,048(円)	7,715(円)	1,667(円)
	35m ³	7,171(円)	9,146(円)	1,975(円)
	40m ³	8,294(円)	10,577(円)	2,283(円)

【利用者への影響】

- ・ 5 m³までの基本料金内の利用者では、
1か月で344円、12か月で4,128円の負担増となる。
- ・ 10 m³の利用者では、
1か月で571円、12か月で6,852円の負担増となる。
- ・ 20 m³の利用者では、
1か月で1,095円、12か月で13,140円の負担増となる。

この改定率を用いることにより、本市水道事業は健全経営に向かうことが可能となり、今後の施設更新時に多くの負担を利用者に対して求めなくても良いことが想定される。

しかしながら、改定率20%を超える料金改定では、1か月で20 m³の利用者の1年間の影響額は、10,000円を超えることとなり、水道利用者への負担が大きくなるものと判断し、今改定期では、事業運営のために最低限必要な補てん財源残高2億5千万円を確保するための料金改定率を試算する。

【補てん財源2億5千万円の根拠】

次の2つの視点で検証を行った。

ア 過去の実績から算出

1997年度から2016年度までの決算数値のうち、比較的大きな投資を行った1997年度から2004年度までの建設改良費に対する年度当初の補てん財源残高が占める割合（所有財源割合とする。）を算出した。

算出にあたっては、一時借入金の借り入れを行っていない1997年度、2001年度、2004年度の平均割合を用いることとした。（所有財源割合：47%）

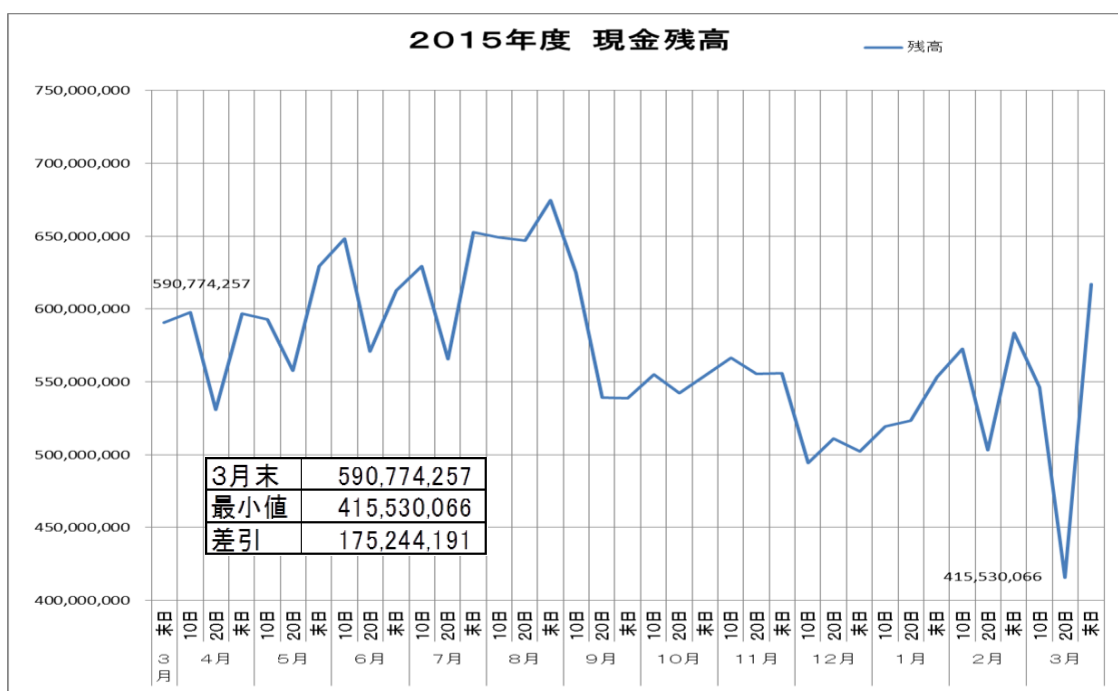
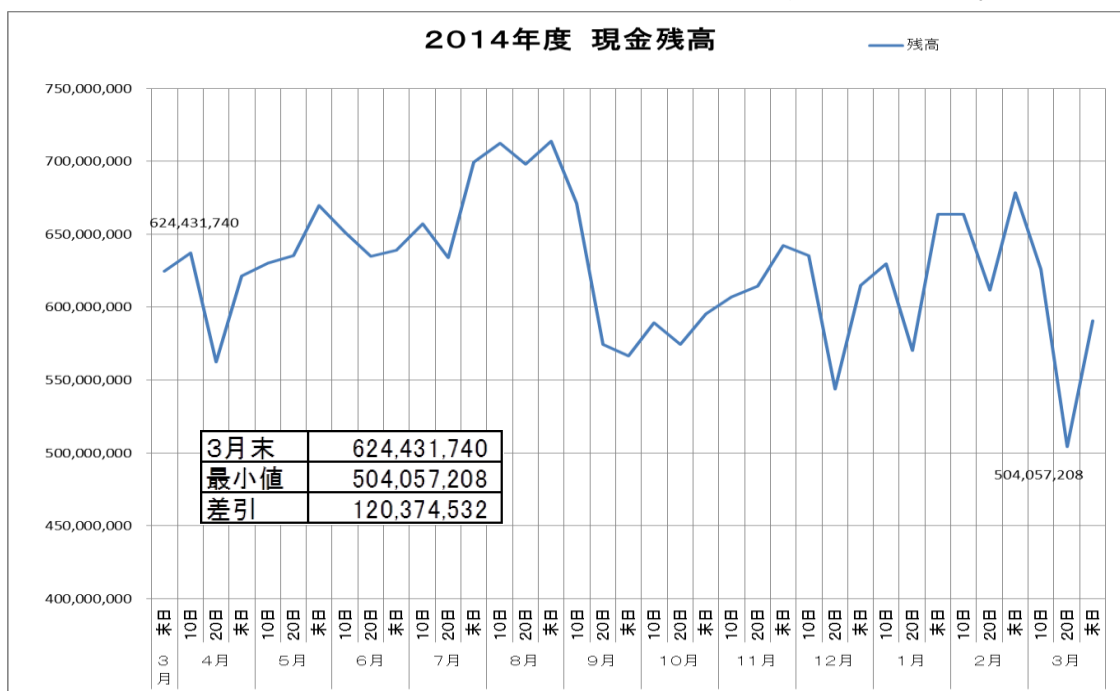
◎2018年度から2029年度までの建設改良費に対する必要所有財源

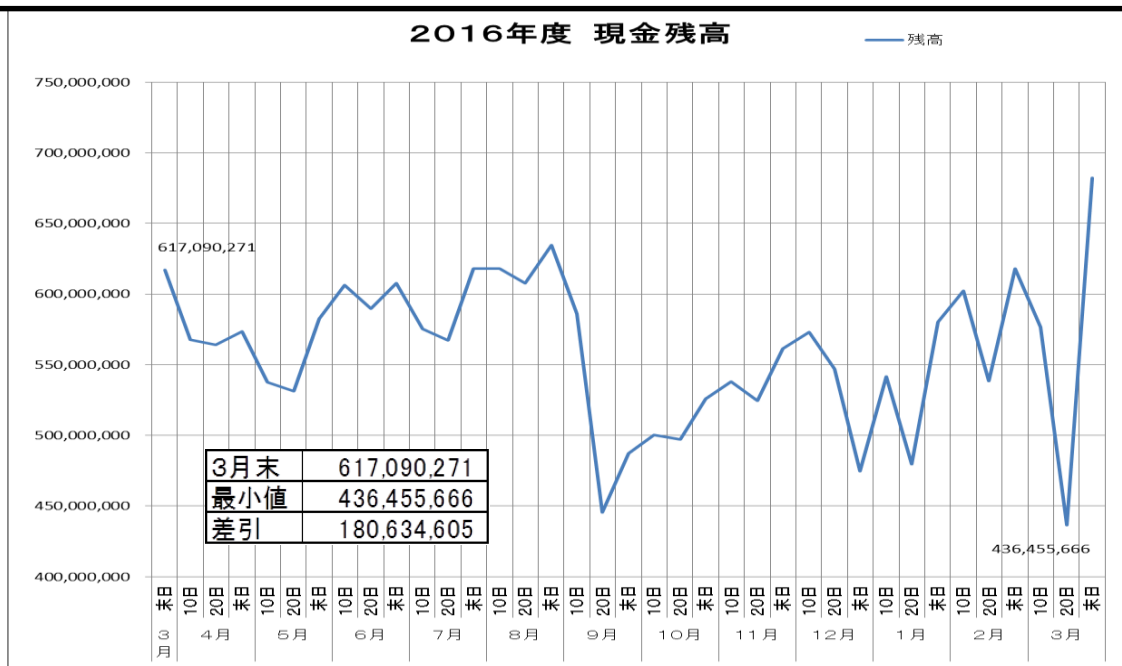
	2018年度 (H30)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	
必要所有財源(建設改良費のみ)	217,565	371,255	790,260	600,145	230,161	297,371	248,961	211,361	279,981	204,781	232,041	193,031	248,651

この結果、必要最低限補てん財源残高は2億4千865万1千円となる。

イ 現金現在高からの算出

2014年度から2016年度までの現金残高の推移を次に示す。





上記グラフからわかることとして、1年のうち、現金現在高がもっとも少なくなる時期は、9月と3月であり、企業債償還金及び支払利息の償還月である。

このことから、当市が保有すべき現金は、前年度末残高と当該年度残高最小値との差額分を所有する必要があると考えられる。(過去3年間の最大変動値は、2016年度の約1億8千万円であった。) この数値は、企業債償還金及び支払利息の1/2の金額に相当することから、水道事業として最低限確保すべき現金は、企業債償還金及び支払利息の1/2であると言える。

このことより、2018年度から2029年度までの企業債償還金及び支払利息の1/2を算出したものを以下に示す。今計画内では、平均2億円程度が見込まれる。

◎ 2018年度から2029年度までの企業債償還金及び支払利息

	(単位:千円)											
	2018年度 (H30)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
支払利息	84,491	81,550	84,196	101,382	113,349	111,672	111,303	110,678	109,041	109,875	108,624	108,326
企業債償還金	283,078	288,973	319,776	321,876	330,034	323,168	317,855	308,083	308,623	298,813	248,599	236,153
元利償還金合計	367,569	370,523	403,972	423,258	443,383	434,840	429,158	418,761	417,664	408,688	357,223	344,479
元利償還金合計の1/2	183,785	185,262	201,986	211,629	221,692	217,420	214,579	209,381	208,832	204,344	178,612	172,240
企業債残高	4,333,543	4,537,570	5,489,694	6,108,118	6,008,584	6,002,516	5,962,761	5,855,478	5,876,655	5,763,142	5,720,143	5,629,590
		2019年度～2022年度の平均					2023年度～2026年度の平均					2018年度～2029年度の平均
		205,142					212,553					200,814

この金額に加え、2005年度以降は大きな投資を控えてきたが、先に策定した「登別市水道事業経営戦略」において、2018年度から2029年度までの建設改良費の平均額は約6億8千7百万円となることを考慮すると、建設改良を行う際の前払金の支払いなど、これまで以上に日常の運転資金が必要になる。

上記の内容を踏まえると、2019年度から2022年度までの企業債償還金及び支払利息の1/2である2億円を最小限確保するのはもちろんのこと、日常の運転資金として5千万円を確保するため、本改定期における必要補てん財源残高は2億5千万円となる。

以下に、補てん財源残高 2 億 5 千万円を確保する場合の投資・財政計画を示す。

(2) 補てん財源残高 2 億 5 千万円を確保する場合の料金改定率 (19.49%)

投資・財政計画 (19.49%)

収益的収支

(単位:千円)												
	2018年度 (H30)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
営業収益	867,619	1,025,011	1,015,851	1,006,608	999,213	992,570	981,650	974,255	965,012	958,276	946,525	938,206
営業外収益	34,096	34,227	34,430	34,416	33,177	30,723	30,213	29,502	28,832	27,927	27,444	26,622
収入計	901,715	1,059,238	1,050,281	1,041,024	1,032,390	1,023,293	1,011,863	1,003,757	993,844	986,203	973,969	964,828
営業費用	807,531	785,347	787,036	782,181	900,525	1,068,856	894,952	897,624	896,070	891,703	885,125	923,693
営業外費用	89,580	86,639	89,285	106,471	118,438	116,761	116,392	115,767	114,130	114,964	113,713	113,415
支払利息	84,491	81,550	84,196	101,382	113,349	111,672	111,303	110,678	109,041	109,875	108,624	108,326
その他	5,089	5,089	5,089	5,089	5,089	5,089	5,089	5,089	5,089	5,089	5,089	5,089
支出計	897,111	871,986	876,321	888,652	1,018,963	1,185,617	1,011,344	1,013,391	1,010,200	1,006,667	998,838	1,037,108
純損益	▲ 956	181,692	168,400	146,812	7,867	▲ 167,884	▲ 5,041	▲ 15,194	▲ 21,916	▲ 26,024	▲ 30,429	▲ 77,840

資本的収支

(単位:千円)												
	2018年度 (H30)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
企業債	180,100	493,000	1,271,900	940,300	230,500	317,100	278,100	200,800	329,800	185,300	205,600	145,600
補助金	3,956	12,956	12,956	456	456	456	456	456	456	456	456	456
工事負担金	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643	9,643
収入計	193,699	515,599	1,294,499	950,399	240,599	327,199	288,199	210,899	339,899	195,399	215,699	155,699
建設改良費	462,904	789,904	1,681,404	1,276,904	489,704	632,704	529,704	449,704	595,704	435,704	493,704	410,704
企業債償還金	283,078	288,973	319,776	321,876	330,034	323,168	317,855	308,083	308,623	298,813	248,599	236,153
その他	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
支出計	750,982	1,083,877	2,006,180	1,603,780	824,738	960,872	852,559	762,787	909,327	739,517	747,303	651,857
収入支出差引額	▲ 557,283	▲ 568,278	▲ 711,681	▲ 653,381	▲ 584,139	▲ 633,673	▲ 564,360	▲ 551,888	▲ 569,428	▲ 544,118	▲ 531,604	▲ 496,158

(単位:千円)												
	2018年度 (H30)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
補てん財源不足額												
補てん財源残高	264,730	323,313	295,202	271,556	252,128	190,891	183,426	177,981	160,200	149,928	148,211	133,642
企業債残高	4,333,543	4,537,570	5,489,694	6,108,118	6,008,584	6,002,516	5,962,761	5,855,478	5,876,655	5,763,142	5,720,143	5,629,590

【投資・財政計画からわかること】

・補てん財源は 2022 年度まで最低限事業運営できる 2 億 5 千万円確保できるが、2023 年度以降については、確保できない。

・純利益も 2022 年度までは確保できるが、2023 年度以降確保ができない。

このことから、2023 年度以降は、事業運営ができず、純利益も確保できない事業体になることが予想される。このため、本改定率はあくまでも 2019 年度から 2022 年度までの 4 年間、事業運営するための改定率であり、2023 年度以降も事業運営するためには、次期改定期に再度料金改定の検討が必要である。

新旧料金表（19.49%）

（税抜）

用途	料金区分	水量	現行料金	改定料金	差引
家事用	基本料金 （1月につき）	5m ³	1,150（円）	1,374（円）	224（円）
	計量料金 （1m ³ につき）	6m ³ ～10m ³	151（円）	180（円）	29（円）
		11m ³ ～25m ³	177（円）	211（円）	34（円）
		26m ³ ～	208（円）	248（円）	40（円）
家事用以外	基本料金 （1月につき）	10m ³	3,000（円）	3,584（円）	584（円）
	計量料金 （1m ³ につき）	11m ³ ～30m ³	186（円）	222（円）	36（円）
		31m ³ ～50m ³	210（円）	250（円）	40（円）
		51m ³ ～100m ³	255（円）	304（円）	49（円）
		101m ³ ～500m ³	283（円）	338（円）	55（円）
		501m ³ ～1,000m ³	286（円）	341（円）	55（円）
		1,001m ³ ～	288（円）	344（円）	56（円）

水量毎の改定影響額（1か月分：税込）

改定率 19.49%	水量	現行料金	改定料金	差額
家事用 （1か月分： 税込）	5m ³	1,242（円）	1,483（円）	241（円）
	10m ³	2,057（円）	2,455（円）	398（円）
	15m ³	3,013（円）	3,595（円）	582（円）
	20m ³	3,969（円）	4,734（円）	765（円）
	25m ³	4,924（円）	5,874（円）	950（円）
	30m ³	6,048（円）	7,213（円）	1,165（円）
	35m ³	7,171（円）	8,552（円）	1,381（円）
	40m ³	8,294（円）	9,891（円）	1,597（円）

【利用者への影響】

- ・ 5m³までの基本料金内の利用者では、
1か月で241円、12か月で2,892円の負担増となる。
- ・ 10m³の利用者では、
1か月で398円、12か月で4,776円の負担増となる。
- ・ 20m³の利用者では、
1か月で765円、12か月で9,180円の負担増となる。

以上のことから、

◎水道料金改定に関する概要

【改定時期】 2019年（平成31年）4月1日

【平均改定率】 19.49%

【改定後の料金表】

（税抜）

用途	料金区分	水量	改定料金
家事用	基本料金 （1月につき）	5m ³	1,374（円）
	計量料金 （1m ³ につき）	6m ³ ～10m ³	180（円）
		11m ³ ～25m ³	211（円）
		26m ³ ～	248（円）
家事用以外	基本料金 （1月につき）	10m ³	3,584（円）
	計量料金 （1m ³ につき）	11m ³ ～30m ³	222（円）
		31m ³ ～50m ³	250（円）
		51m ³ ～100m ³	304（円）
		101m ³ ～500m ³	338（円）
		501m ³ ～1,000m ³	341（円）
		1,001m ³ ～	344（円）

※ 公衆浴場用、臨時用及び消防用の水道料金については、現時点では使用水量が少ないことから、今改定期においては、料金改定を行わないこととする。

5 今後の流れ

2019年4月1日の改定に向けて、以下のとおり進めることとするが、料金改定は議会の議決事項であり、条例改正を伴うことから条例改正前及び条例改正後に十分な周知期間を設ける必要があるため、条例改正案については、平成30年第3回定例会への上程を目指すこととする。

(1) 登別市方針の決定について

下記の日程により、水道事業運営審議会に諮問し、答申を得る予定である。答申後、その内容も踏まえて、料金改定に関する方針を決定し、当該方針に基づき平成30年第3回（9月）定例会へ条例改正案を提出する。

【審議会日程】

- | | |
|--------|-----------------------|
| 第1回審議会 | 平成30年3月28日（委員の委嘱及び諮問） |
| 第2回審議会 | 平成30年4月（諮問案件の審議） |
| 第3回審議会 | 平成30年5月（答申案の審議及び答申） |

(2) 市議会への情報提供について

観光・経済委員会	平成30年3月13日 (審議会諮問内容について)
観光・経済委員会	平成30年4月 (第1回審議会の結果について)
観光・経済委員会	平成30年5月 (第2回審議会の結果について)
観光・経済委員会	平成30年6月 (第3回審議会の結果及び水道料金の改定方針について)
観光・経済委員会	平成30年8月 (水道事業条例改正案について)

(3) 市民への情報提供について

【広報のぼりべつによる情報提供】

広報のぼりべつによる情報提供	平成30年4月1日号 (水道料金改定に関する市の考え方について)
広報のぼりべつによる情報提供	平成30年5月1日号 (第1回審議会の結果について)
広報のぼりべつによる情報提供	平成30年6月1日号 (第2回審議会の結果について)
広報のぼりべつによる情報提供	平成30年7月1日号 (第3回審議会の結果について)
広報のぼりべつによる情報提供	平成30年8月1日号 (水道料金の改定方針について)

【住民説明会の実施、ホームページによる情報提供】

住民説明会の実施	平成30年4月20日、23日、24日 (登別地区、鷺別地区、幌別地区にて開催予定) (4月1日号広報のぼりべつにて開催周知)
ホームページによる情報提供	審議会資料及び議事録等については、準備が整い次第、ホームページに掲載予定